

犯罪被害者等の実態に関する調査（平成26年度実施・抜粋）

1 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成27年度に「東京都犯罪被害者等支援計画」の見直しを行うに当たり、都内における犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の実態と被害者支援に係るニーズを把握し、計画見直しの検討材料の一つとすることを目的に実施した。

(2) 調査の対象と調査方法

本調査の対象者は、犯罪被害者等、被害者支援団体、区市町村など次に示す6種類の調査を実施した。

ア 犯罪被害者等（性犯罪を除く）に対する調査

(ア) 調査対象

被害者団体・被害者支援団体において把握している犯罪被害者等のうち、都内に住所を有するもの

(イ) 調査方法

調査票一式を被害者団体・被害者支援団体に送付し、団体から犯罪被害者等に発送する。回答は無記名式。督促は行わない。

イ 性犯罪・性暴力被害者に対する調査

(ア) 調査対象

性犯罪・性暴力被害者支援団体において把握している性犯罪・性暴力被害者のうち、都内に住所を有するもの

(イ) 調査方法

調査票一式を被害者支援団体に送付し、団体から性犯罪・性暴力被害者に発送する。回答は無記名式。督促は行わない。

ウ 被害者団体・被害者支援団体等に対する調査

(ア) 調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体・行政機関

(イ) 調査方法

調査票一式を団体・機関に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

エ 性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査

(ア) 調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体

(イ) 調査方法

調査票一式を団体に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

オ 区市町村に対する調査

(ア) 調査対象

東京都内の全区市町村

(イ) 調査方法

調査票一式を区市町村に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

カ 犯罪被害者等を取り巻く地域の民間団体に対する調査

(ア) 調査対象

都内で活動し、行政が設置する被害者支援に関する会議に参加している民間団体

(イ) 調査方法

調査票一式を団体に送付する。回答方法は記名式。督促を1回行う。

(3)回収結果

各調査の回収結果は、以下のとおりであった。

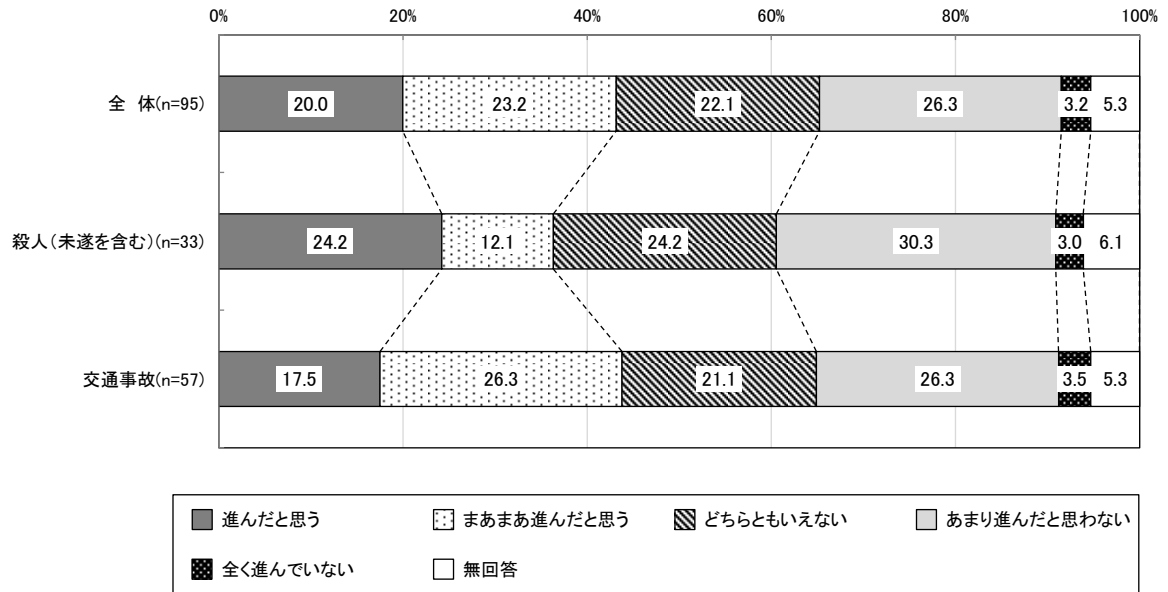
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
犯罪被害者等(性犯罪を除く)に対する調査	129件	95件	73.6%
性犯罪・性暴力被害者に対する調査	59件	44件	74.5%
被害者団体・被害者支援団体等に対する調査	18件	15件	83.3%
性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査	7件	5件	57.1%
区市町村に対する調査	62件	62件	100%
犯罪被害者等を取り巻く地域の民間団体に対する調査	14件	13件	92.9%
総計	289件	234件	80.9%

2 調査結果の分析

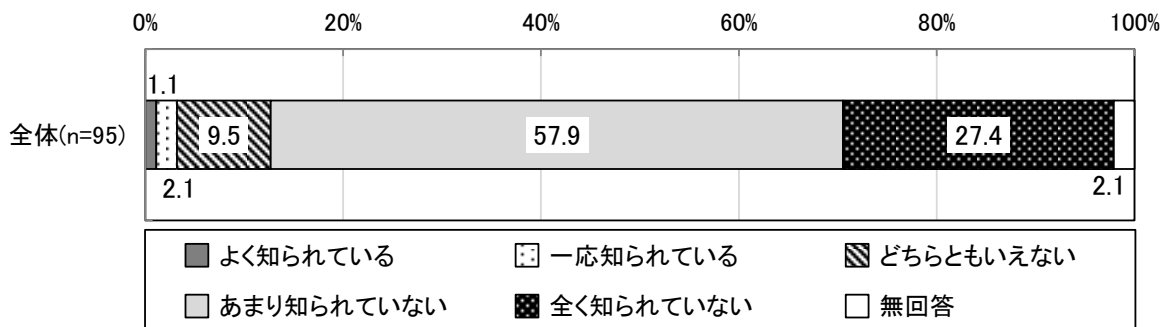
「犯罪被害者等(性犯罪を除く)に対する調査」

(1) 犯罪被害者等支援の取組の進捗状況等

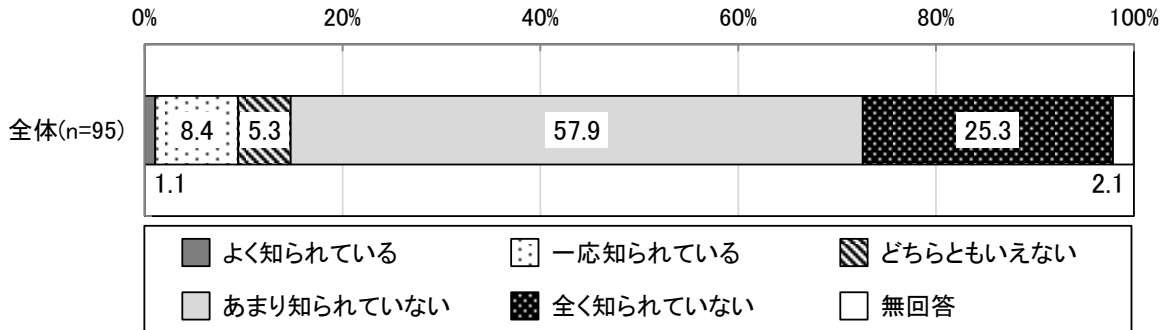
ア 行政機関や被害者支援団体等による支援の取組について、「進んだと思う」、「まあまあ進んだと思う」を合わせて4割超が支援の取組が進んだと評価していた。



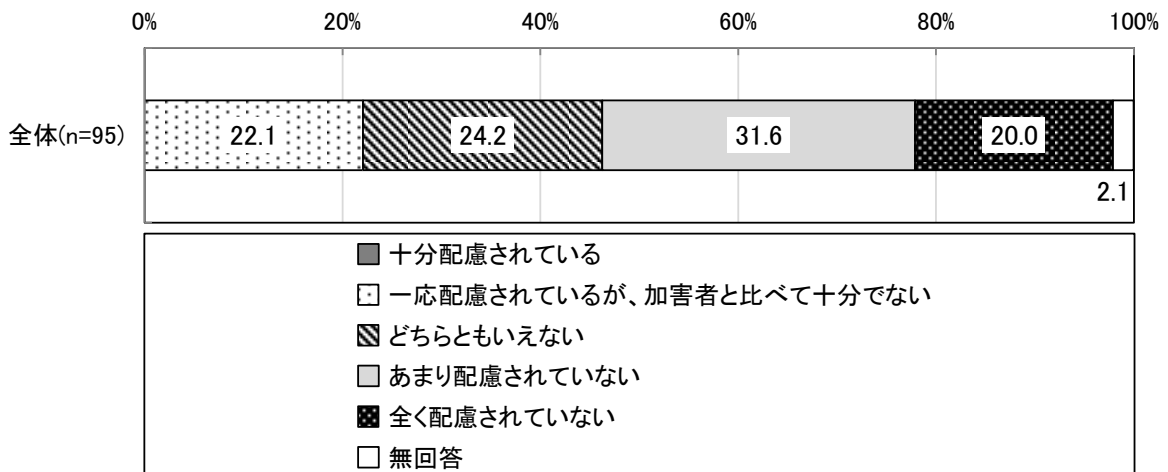
イ 被害者のおかれた状況の認知については、「あまり知られていない」、「全く知られていない」を合わせると8割超となっている。



ウ 行政機関や被害者支援団体による相談窓口・支援制度の認知については、「あまり知られていない」、「全く知られていない」を合わせると8割超となっている。



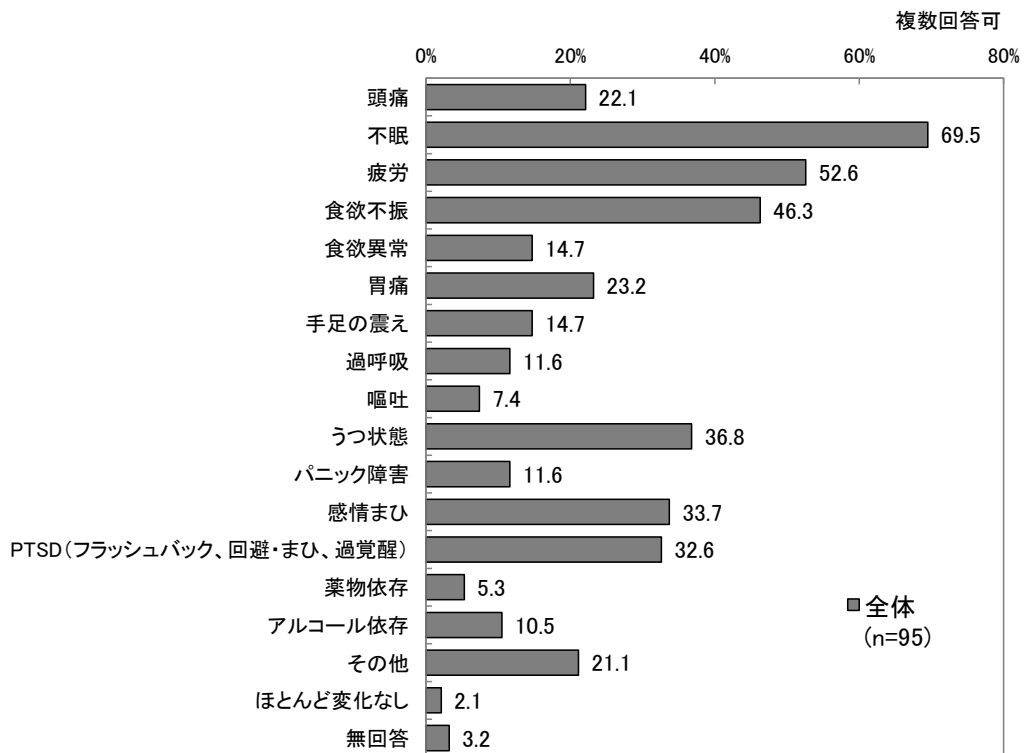
エ 犯罪被害者等に対しての人権配慮については、「あまり配慮されていない」、「全く配慮されていない」を合わせると5割超となっている。



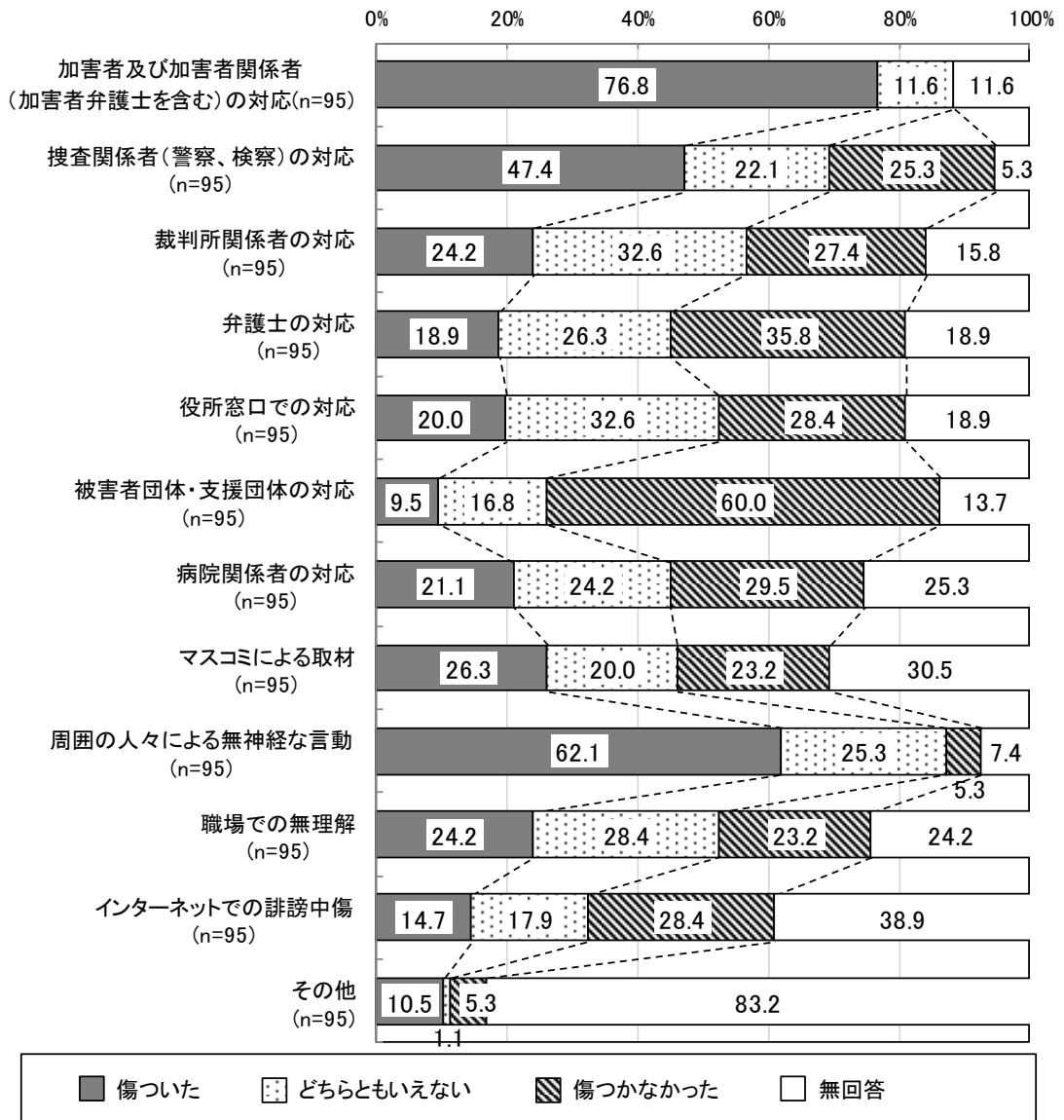
以上のことから、犯罪被害者等は、支援の取組の進展について一定の評価もしているものの、被害者のおかれた状況や行政機関や被害者支援団体による相談窓口・支援制度に対する世間一般の認識は、依然低いと考えていることが分かった。

(2)被害による心身への影響の大きさ

犯罪の被害に遭われた方及びそのご家族に対する調査では、被害遭遇後の心身の状況について、約7割の犯罪被害者等が「不眠」と回答している。また、「うつ状態」、「感情まひ」、「PTSD(フラッシュバック、回避・まひ、過覚醒)」が3割を占めており、被害による心身の影響の大きさがうかがえる。

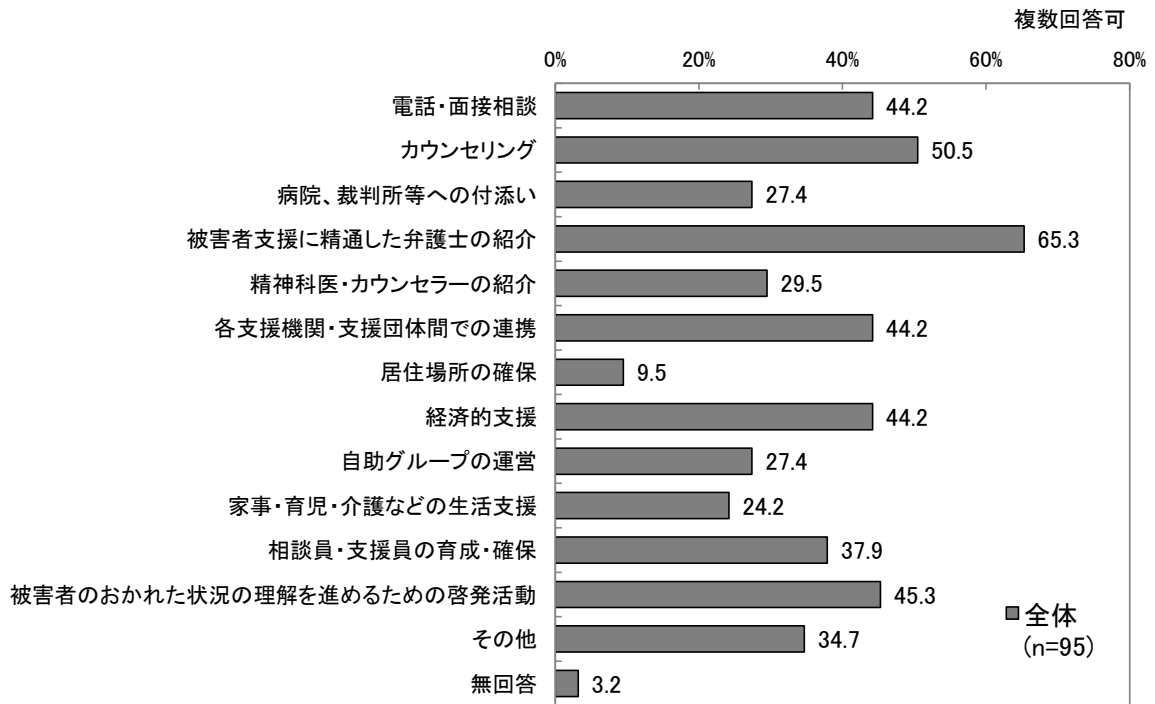


被害後の他人の言動や態度で傷ついたことについては、「傷ついた」が「加害者及び加害者関係者（加害者弁護士を含む）の対応」で7割超と最も多く、次いで「周囲の人々による無神経な言動」が6割を超えている。被害者は、加害者や加害関係者だけではなく、周囲の人々の言動によっても傷ついていることがうかがえる。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

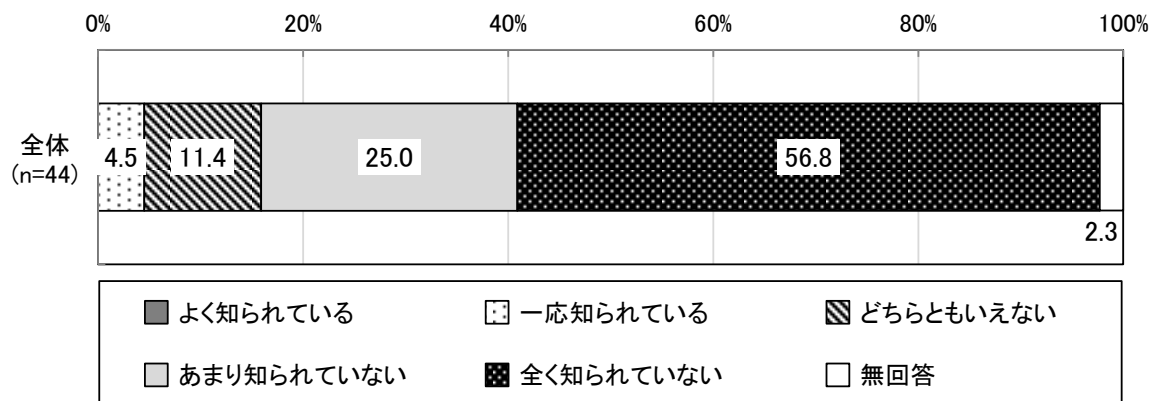
犯罪被害者等が、被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「被害者支援に精通した弁護士の紹介」が6割を超えるほか、「カウンセリング」が過半数、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が約5割となっており、被害者への法的支援、専門家によるカウンセリング、啓発活動を求める声が多い。



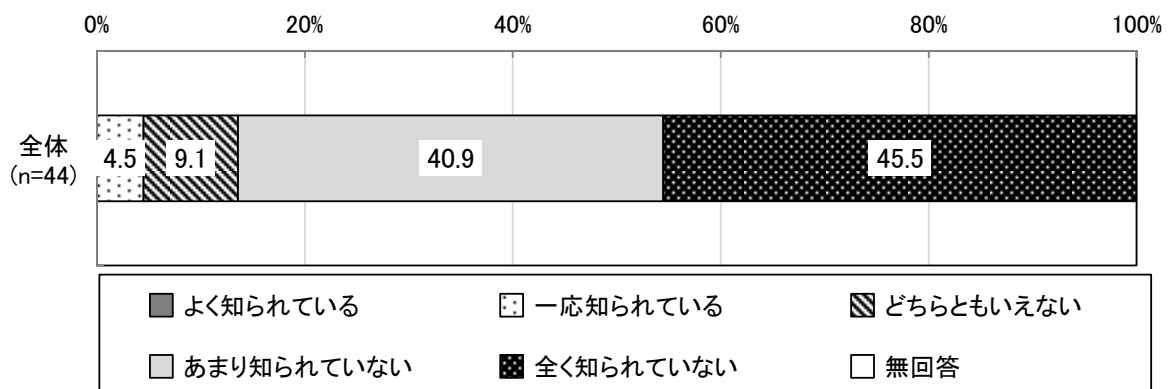
「性犯罪・性暴力被害者に対する調査」

(1) 被害者のおかれた状況等

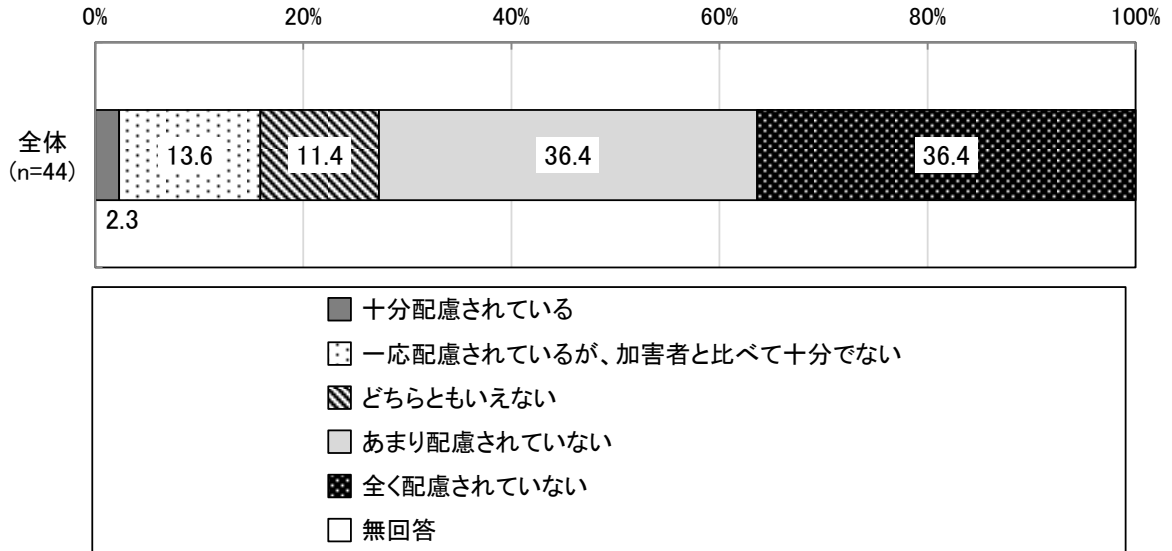
ア 性的被害者のおかれた状況の認知については、「あまり知られていない」「全く知られていない」を合わせると8割超となっている。



イ 行政機関や被害者支援団体による相談窓口・支援制度の認知については、「あまり知られていない」「全く知られていない」を合わせると約9割となっている。



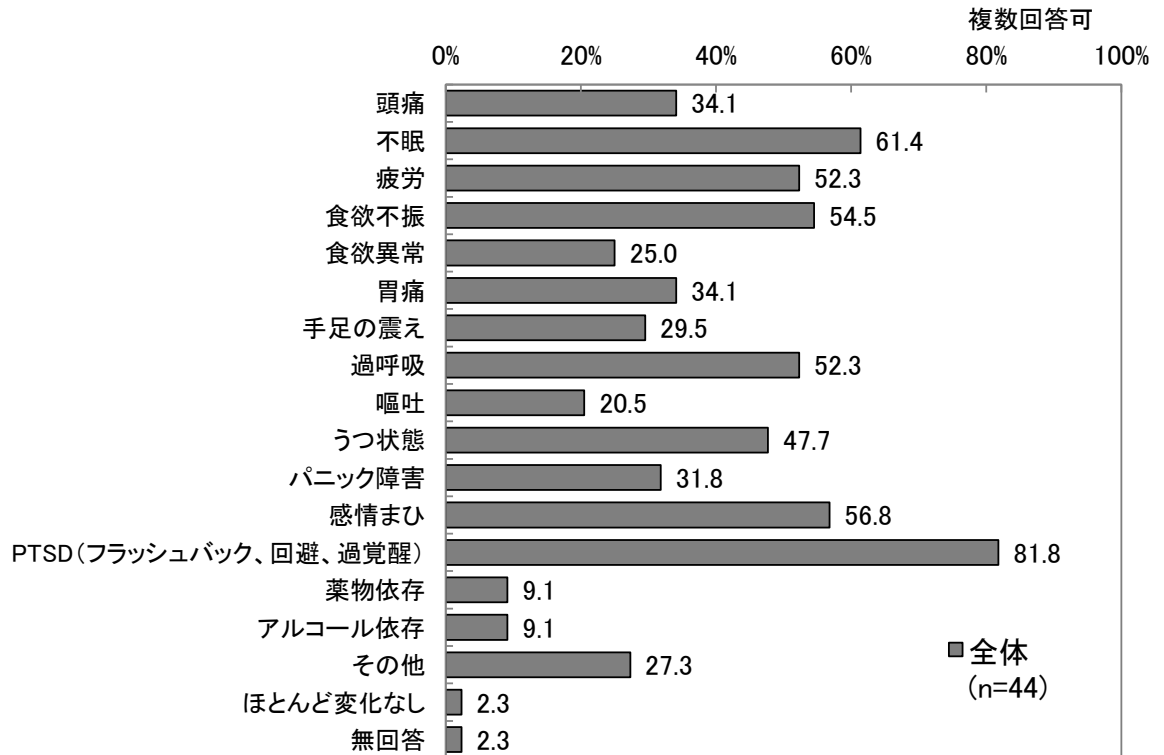
ウ 性的被害者に対しての人権の配慮については、「あまり配慮されていない」「全く配慮されていない」を合わせると7割超となっている。



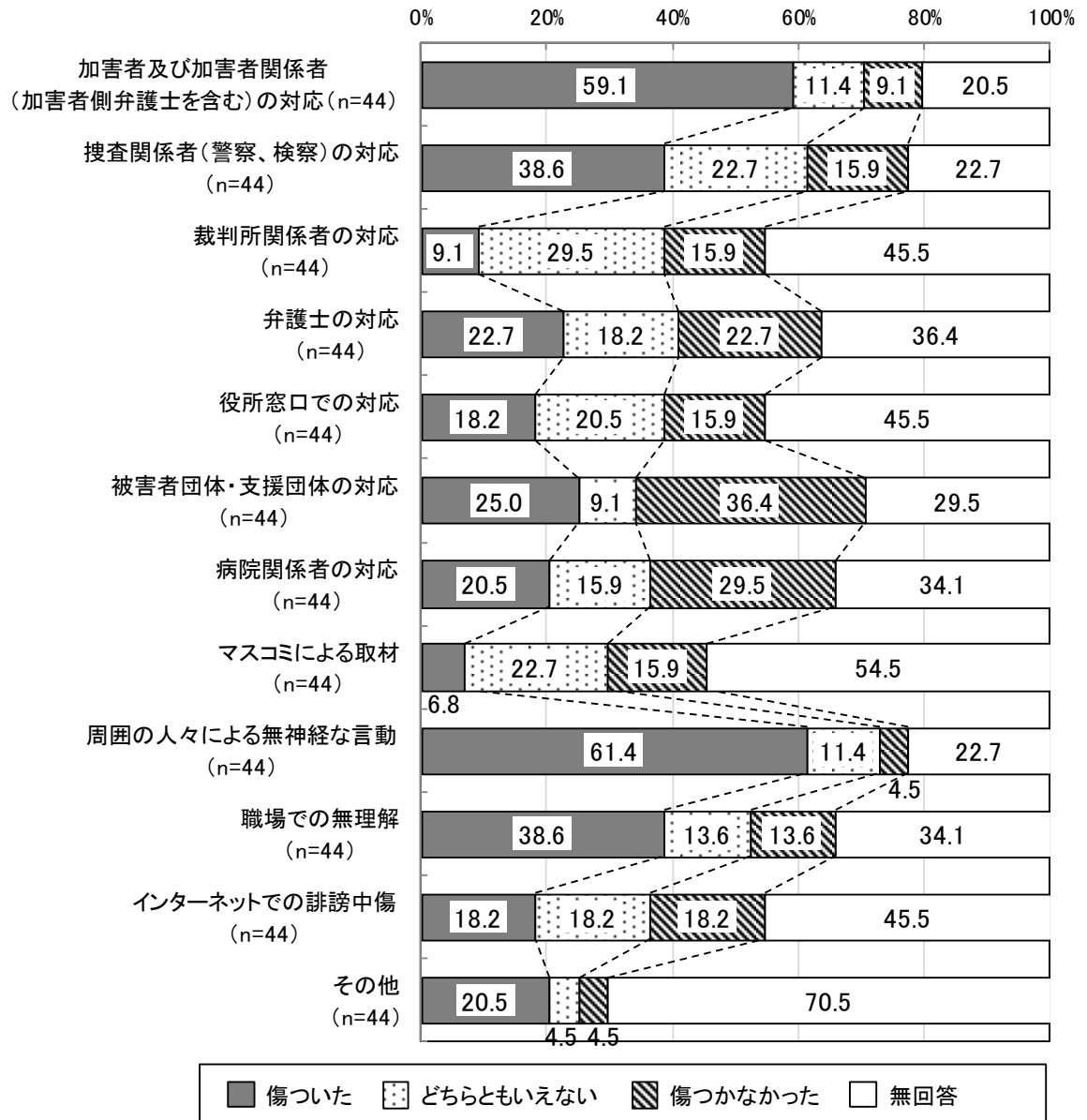
以上のことから、性犯罪・性暴力被害者の多くは、性的被害者のおかれた状況や行政機関・被害者支援団体の相談窓口・支援制度に対する世間一般の認識は低く、性的被害者の人権への配慮もされていないと考えていることが分かった。

(2)被害による心身への影響の大きさ

性犯罪の被害に遭われた方及びそのご家族に対する調査では、被害遭遇後の心身の状況について、8割超が「PTSD(フラッシュバック、回避、過覚醒)」と回答している。また、「不眠」が6割を占めるほか、「感情まひ」、「食欲不振」、「疲労」、「過呼吸」は全て5割を超えており、被害による心身の影響の大きさがうかがえる。

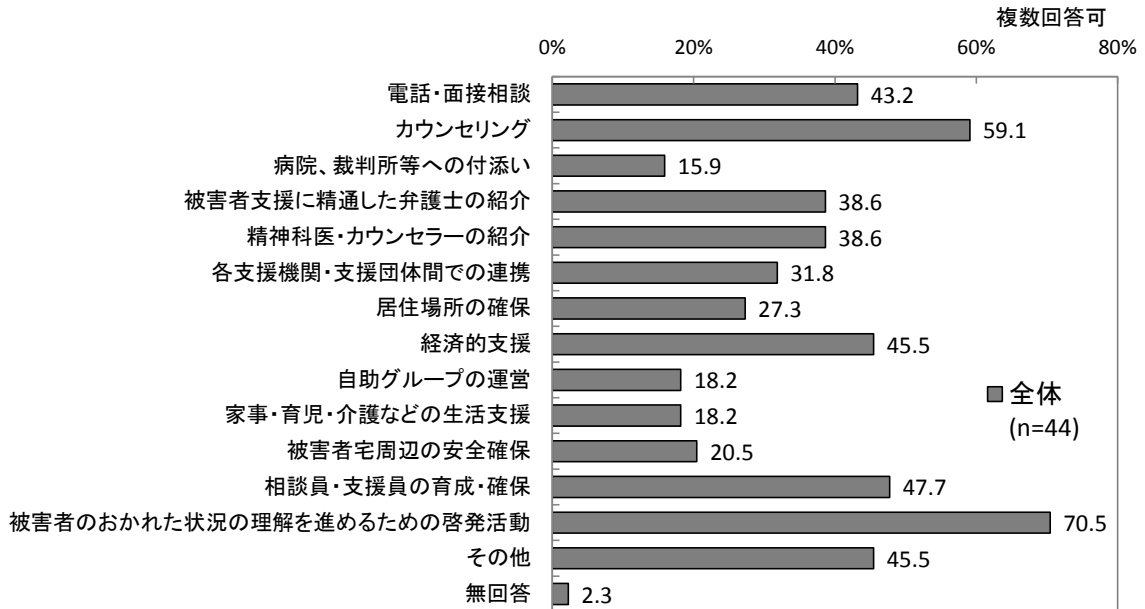


被害後の他人の言動・態度により傷ついたことについては、「傷ついた」は「周囲の人々による無神経な言動」が6割を超えており、被害者は加害者や加害関係者だけではなく、周囲の人々の言動によっても傷ついていることがうかがえる。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

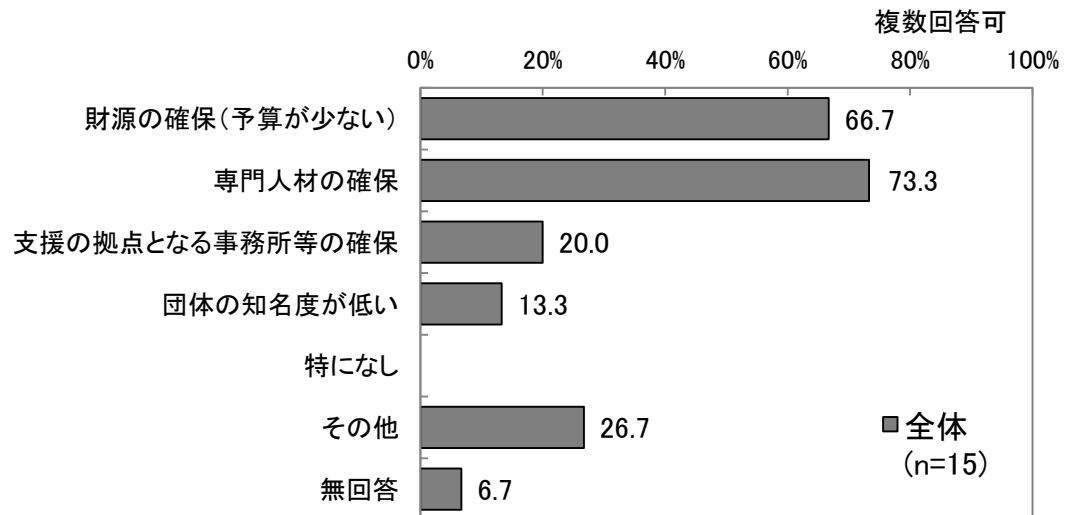
性犯罪・性暴力被害者が、被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が70.5%、次いで、「カウンセリング」が59.1%となっており、啓発活動やカウンセリングを求める声が多くなっている。



「被害者団体・被害者支援団体等に対する調査」

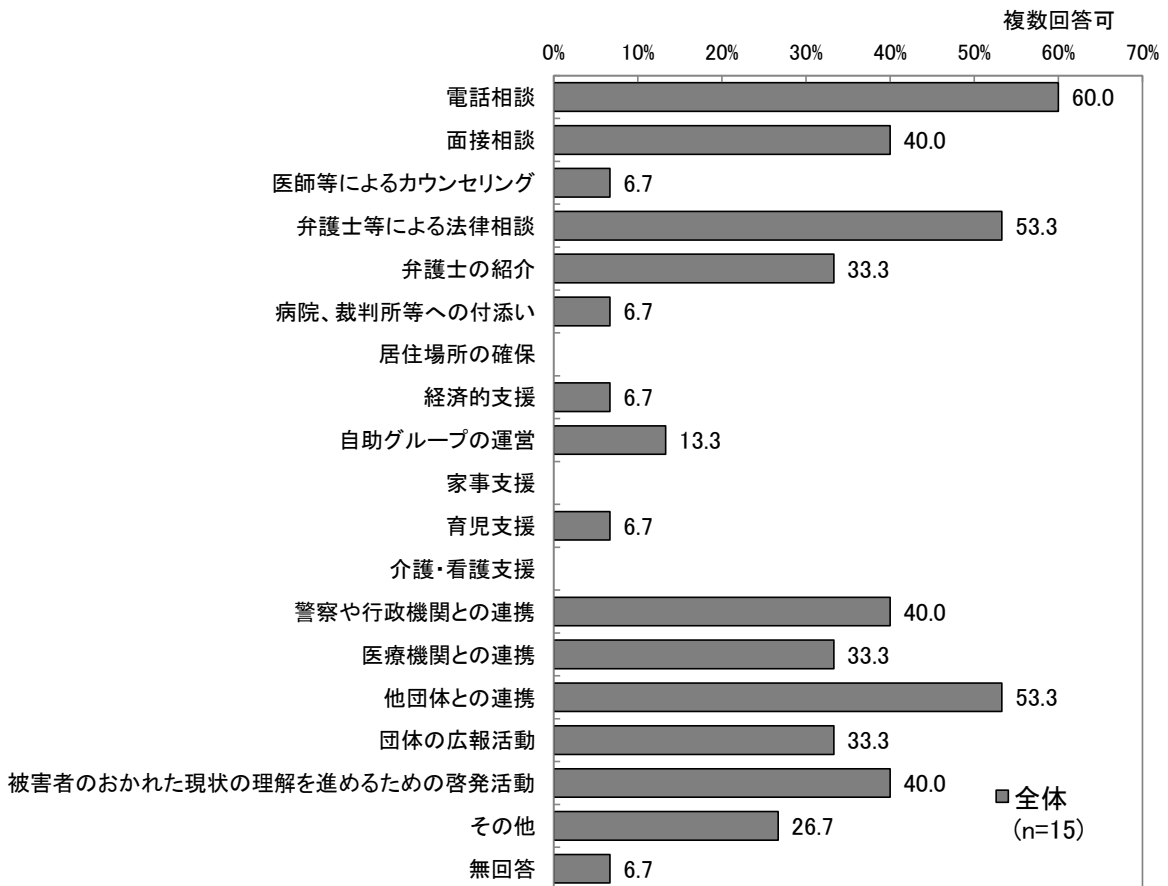
(1) 被害者の支援を進めていく上での課題

被害者の支援を進めていく上での課題については、「専門人材の確保」が73.3%と7割を超え、「財源の確保(予算が少ない)」が66.7%と6割を超えている。



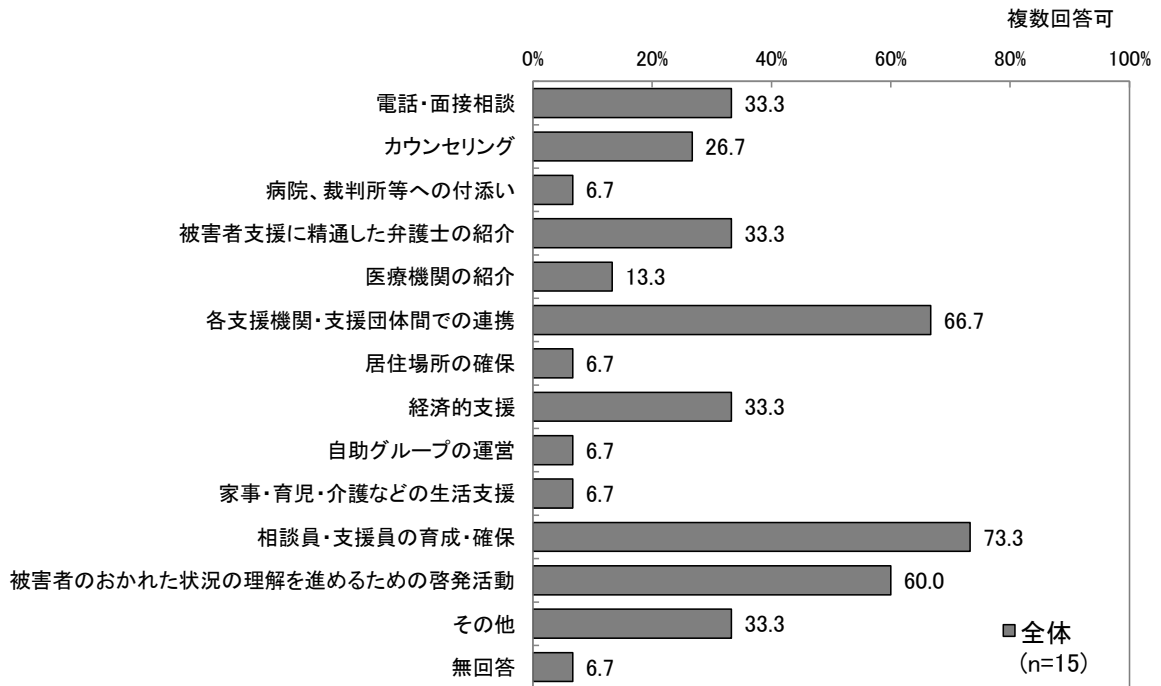
(2) 今後、力を入れていきたい支援内容

今後、力を入れていきたい支援内容は、「電話相談」が60.0%と最も多く、次いで「弁護士等による法律相談」と「他団体との連携」が同じく53.3%、「面接相談」と「警察や行政機関との連携」と「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が同じく40.0%となっている。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

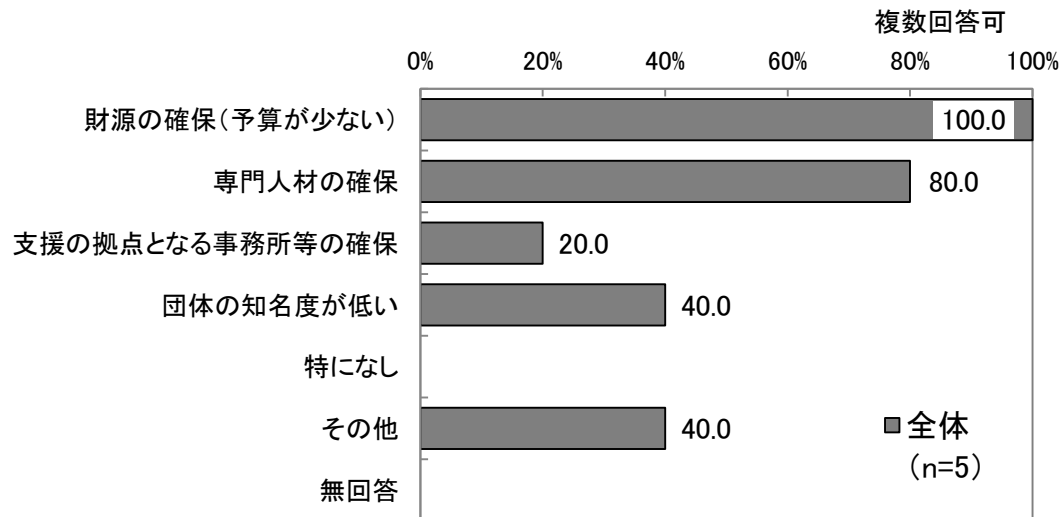
被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「相談員・支援員の育成・確保」が73.3%と最も多く、次いで「各支援機関・支援団体間での連携」が66.7%、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が60.0%となっており、「相談員・支援員の育成・確保」や「支援機関・支援団体間での連携」を求める声が多くなっている。



「性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査」

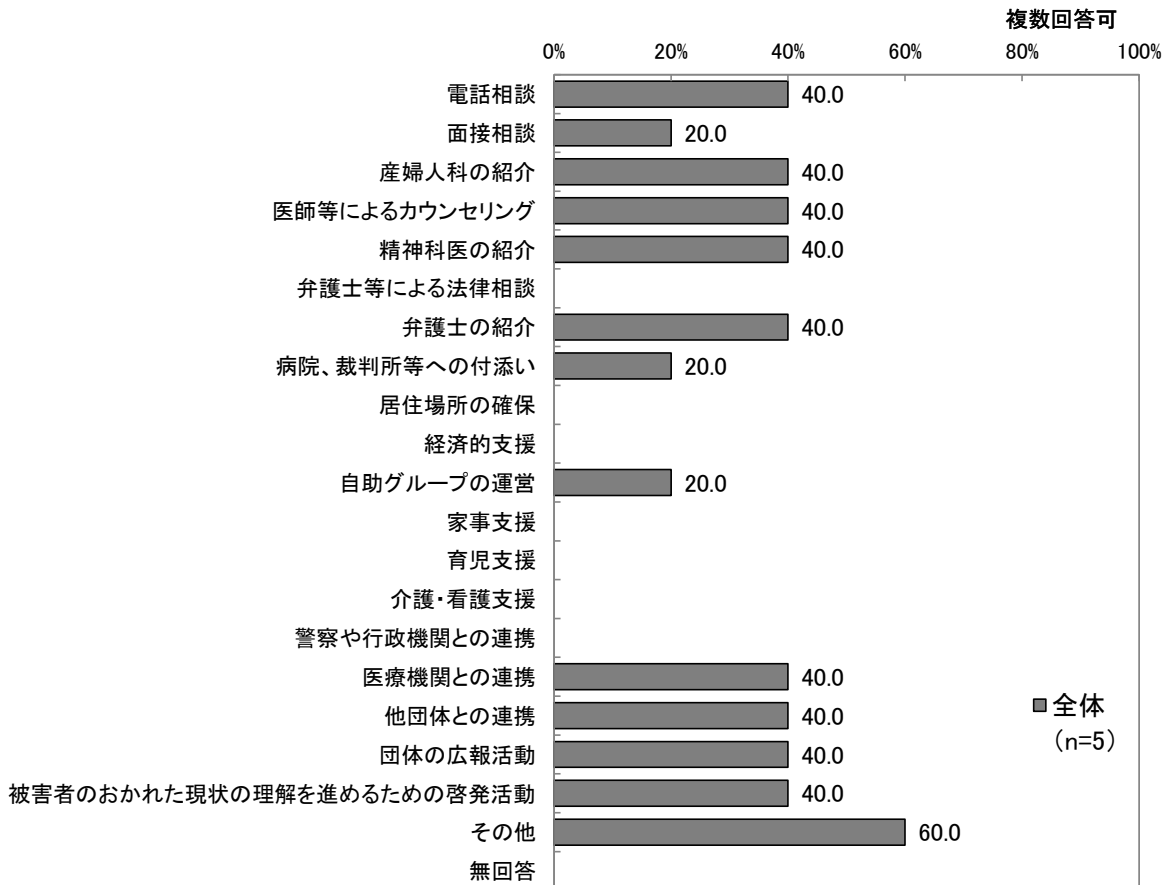
(1) 被害者支援を進めていく上での課題

被害者支援を進めていく上での課題については、「財源の確保(予算が少ない)」が100.0%、「専門人材の確保」も80.0%となっている。



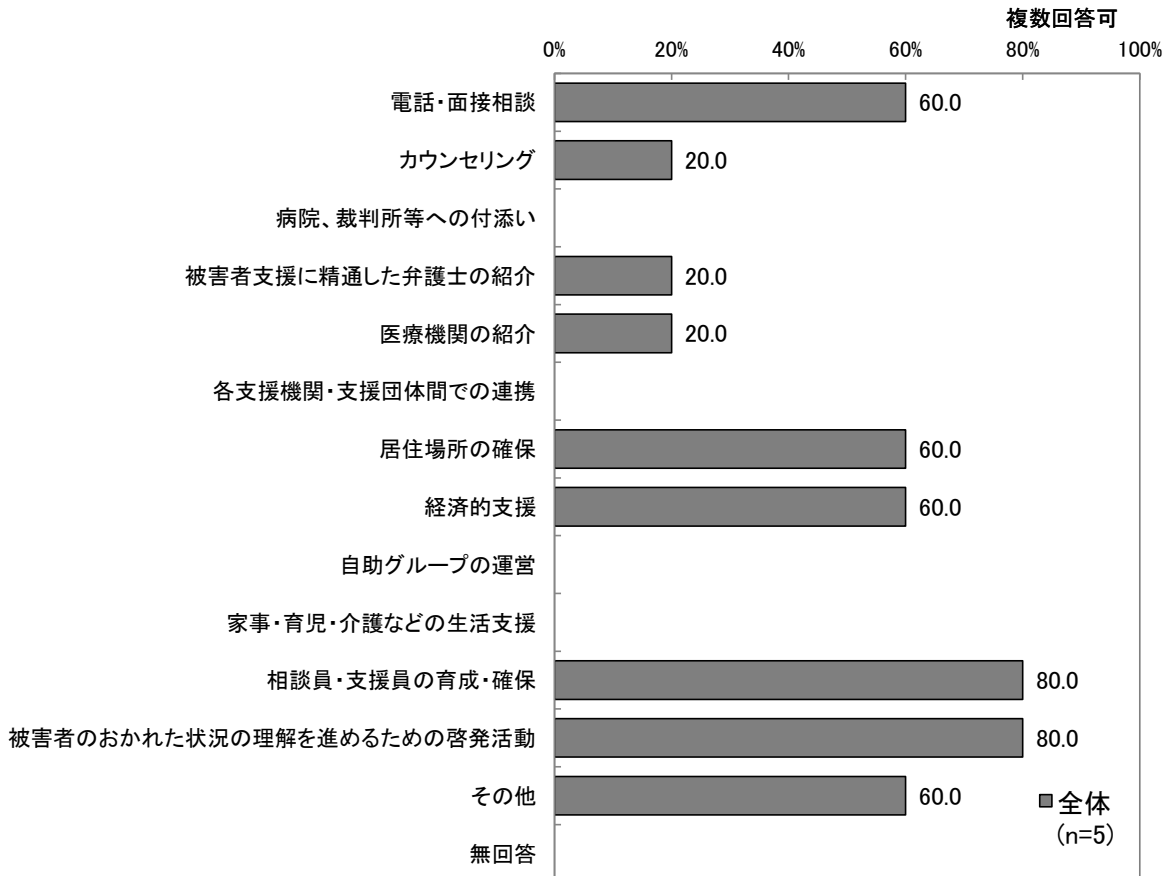
(2) 今後、力を入れていきたい支援内容

今後、力を入れていきたい支援内容については、「電話相談」、「産婦人科の紹介」、「医師等によるカウンセリング」、「精神科医の紹介」、「弁護士の紹介」、「医療機関との連携」、「他団体との連携」、「団体の広報活動」及び「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が同じく40.0%と最も多く、次いで「面接相談」、「病院、裁判所等への付添い」及び「自助グループの運営」が同じく20.0%になっている。



(3) 今後さらに充実させていくことが望ましいと考える支援

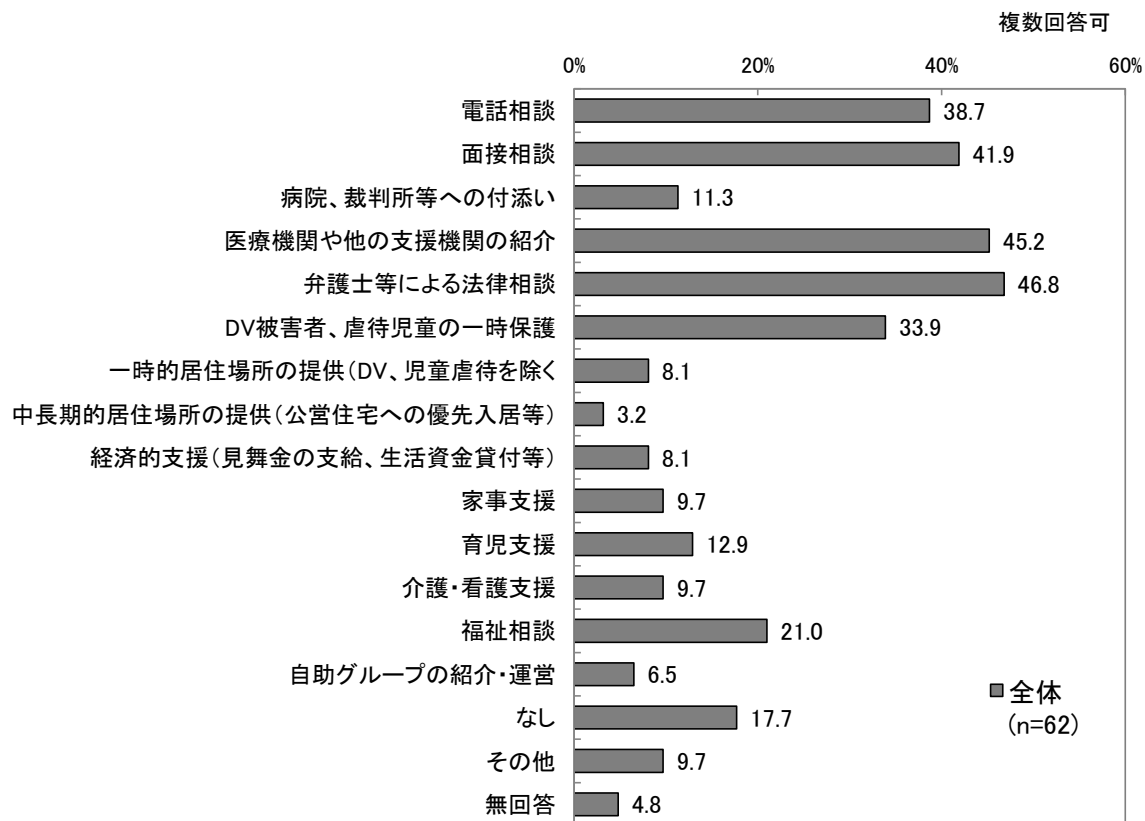
性犯罪・性暴力被害者支援を進めていく上で今後さらに充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「相談員・支援員の育成・確保」及び「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が80%、次いで「電話・面接相談」、「居住場所の確保」及び「経済的支援」が60%となっている。



「区市町村に対する調査」

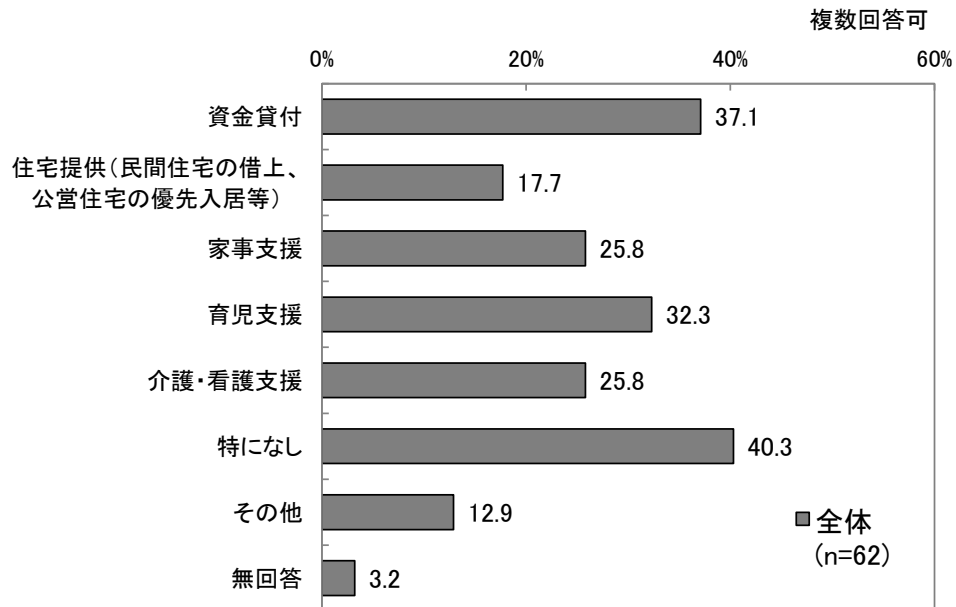
(1) 支援制度の具体的内容

区市町村が行っている支援の具体的内容については、「弁護士等による法律相談」が46.8%と最も多く、次いで「医療機関や他の支援機関の紹介」が45.2%、「面接相談」が41.9%となっている。



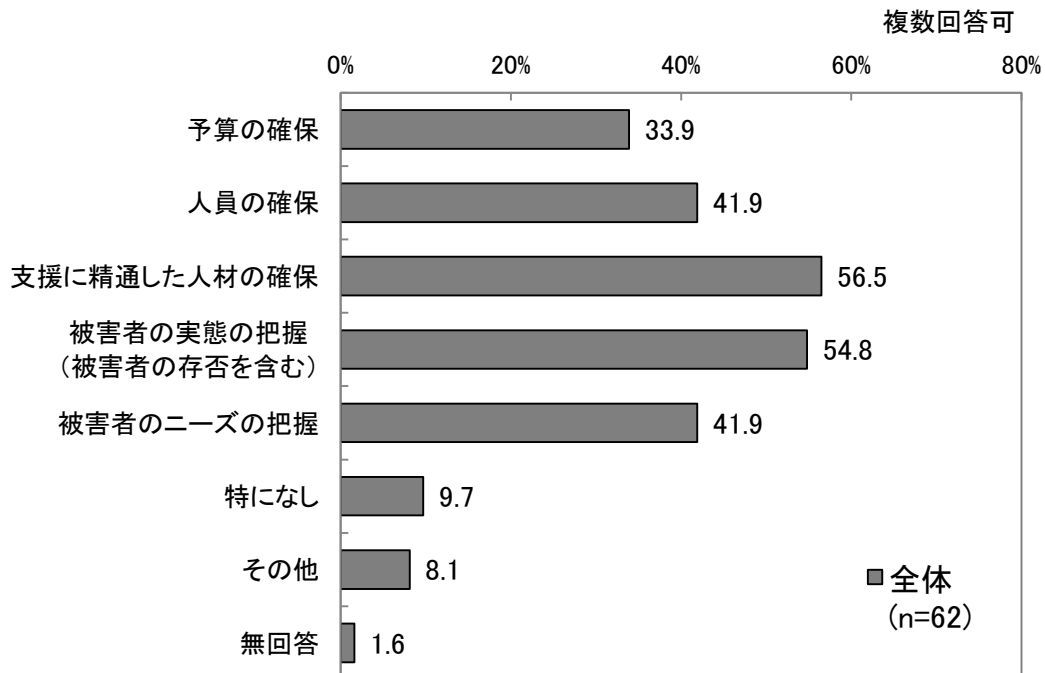
(2) 被害者が利用できる支援制度・事業

区市町村において被害者が利用できる支援制度・事業については、「特になし」が40.3%と最も多く、次いで「資金貸付」が37.1%、「育児支援」が32.3%となっている。



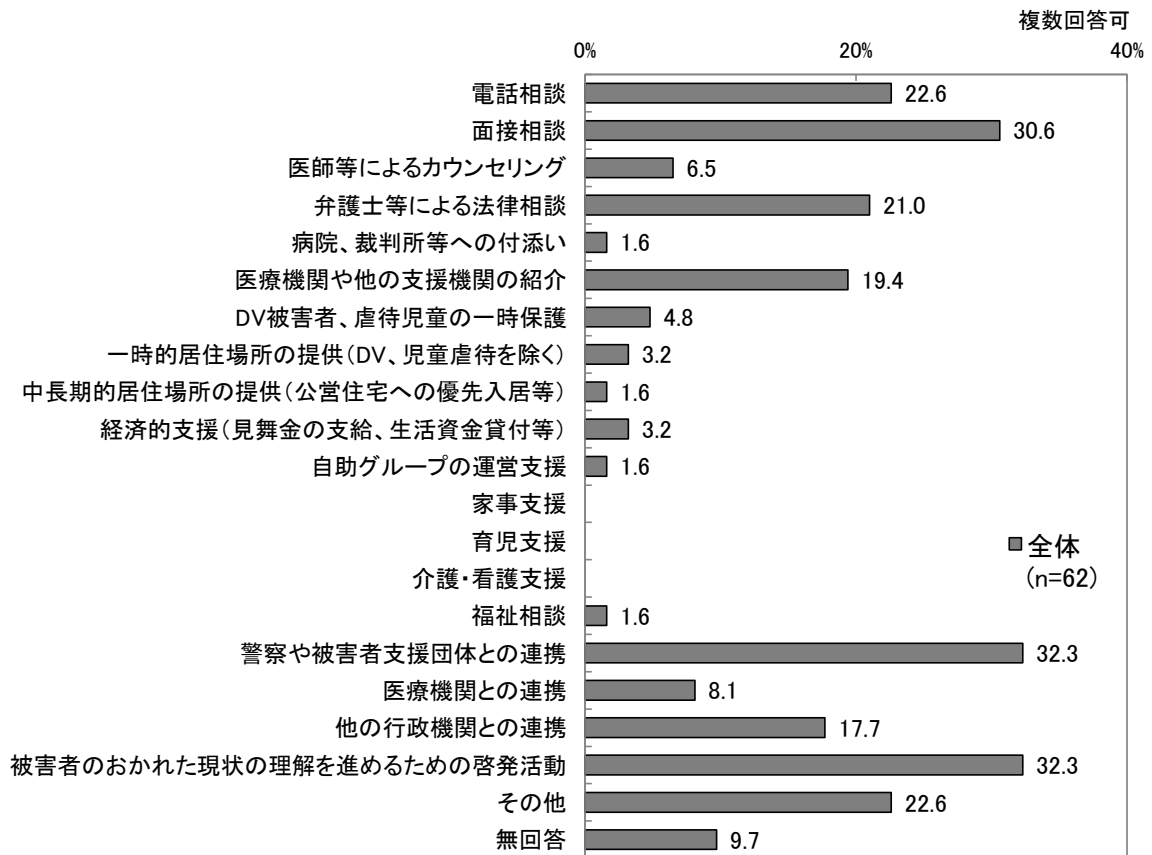
(3) 被害者支援を進めていく上での課題

被害者支援を進めていく上での課題については、「支援に精通した人材の確保」が56.5%と5割を超え、「被害者の実態の把握(被害者の存否を含む)」も54.8%と5割を超えている。



(4) 今後、充実させていきたい支援内容

今後、充実させていきたい支援内容については、「警察や被害者支援団体との連携」と「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が同じく32.3%と最も多く、次いで「面接相談」が30.6%となっている。



(5) 今後充実させていくことが望ましいと考える支援

被害者支援を進めていく上で今後充実させていくことが望ましいと思う支援の内容は、「各支援機関・支援団体間での連携」が4割を超え、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」と「相談員・支援員の育成・確保」が共に3割を超えている。

